

## 特定教育・保育施設の利用定員の設定について

### 1. 概要

子ども・子育て支援新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可」を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として「確認」することにより、給付による財政支援の対象となります。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うこととなります。

### 2. 利用定員の設定

#### (1) 教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）

特定教育・保育施設であることの確認は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第31条第1項の規定により、教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分（1号・2号・3号）ごとの利用定員を定めて市が行います。

#### (2) 地域型保育事業者（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

特定地域型保育事業者であることの確認は、法第43条第1項の規定により、地域型保育事業を行う事業所ごとに3号認定子どもの利用定員を定めて市が行います。

### 3. 審議会（法第77条第1項）または合議制機関の意見聴取

利用定員の設定については、法第31条第2項及び法第43条第3項の規定により、あらかじめ審議会又は合議制機関の意見を聴かなければならないと定められています。

なお、確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合、審議会等の意見聴取は義務付けられておりません。

### 4. 都道府県への届出

法第31条第3項の規定により、市が、教育・保育施設の確認にあたり利用定員を定めたときは、都道府県知事に届出を行わなければならないと定められています。

## 5. 利用定員設定の考え方

- (1) 教育・保育施設の利用定員は、20人以上です（幼稚園は適用なし）。地域型保育事業については、家庭的保育は1人以上、小規模保育は6人以上です。
- (2) 利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、3号認定（保育認定・満3歳未満）は0歳と1・2歳に区分して設定されます。
- (3) 利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応を行います。
  - ・恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定することとします。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れが可能です。（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）
  - ・恒常的な利用定員の超過については、公定価格の調整（減算措置）の対象となり、利用定員増の監督の対象となります。
  - ・年度当初から利用定員を上回ることがあらかじめ見込まれる場合や利用定員を上回る状況が恒常化している場合には、適切に利用定員を見直します。